

4月からの保育施設利用申込みについて

瑞穂区役所民生子ども課



保育施設の利用要件

- ①名古屋市に住所があること
- ②次のいずれかの保育が必要な状況に該当すること

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用できる期間
就労	月64時間以上、就労をすることを常態	最長で小学校前まで
産前産後	出産予定日8週前（多胎妊娠の場合は14週前）の日から出産後8週を経過するまでの期間内	出産後8週間後の日が属する月
疾病等	保護者の疾病・心身の障害	・障害に関する手帳を所持… 小学校就学前
親族介護	保護者が親族の介護をすることを常態とする	・診断書に記載された終期まで
災害復興	自宅及び地域内の災害の復興にあたっている	災害の復旧が完了するまで
求職活動	就労する意思があり求職活動に専念している	利用開始日から90日を経過する月の月末まで
就学	1日において4時間以上就学している	卒業（修了）の属する月末まで
発達援助	心身の発達に遅れのある3歳以上のお子さんを監護している	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中、上の子が満3歳以上であること	育児休業修了日の属する月末まで

利用手続きの流れ



保育施設見学

* 各施設の見学予定日は広報なごや8月号をご覧ください。

見学をしないと分からないことがたくさんあります。
施設見学を済ませた上でお申し込みをしましょう。

こんな所をチェックしましょう！！



- * 各施設までの送迎（駐車場の有無）
- * 保育時間・受入れ年齢
- * 各施設の雰囲気・保育内容
- * 各施設独自のお願いや行事
- * 保育料以外にかかる料金
- * 慣らし保育の期間
- * お子さまの発達・アレルギー等心配事は各施設に相談してからの申し込みをおねがいします。

申請前の注意点

*** 申請書の配布・提出方法は広報なごや9月号をご覧ください。**

*** 前年度の『利用のご案内』をよくお読みください。
10月頃に新年度の『利用のご案内』を交付・閲覧ができる予定です。**

*** 書類の締め切りは厳守。
書類の不備があると利用調整で不利になることがあります。
締切2週間前を目途に余裕を持って提出しましょう。**

*** 通える範囲で希望施設を増やしましょう。**

*** 申請書はお子さまそれぞれに必要です。証明書類は世帯に1部で結構です。**



申請前の注意点

- *ご両親それぞれの家庭で保育できない状況を確認できる書類の提出が必要です。
- *証明書類の誤りがないかご自身でも必ず確認してください。
- *提出された書類は返却できません。希望施設は忘れないようメモしましょう。
- *育児休業明けの場合は4月中の復帰が条件です。



申請後の注意点

- * 申請書の内容や希望施設の変更がある場合は、締切日までに区役所で変更申請してください。
- * 希望施設に入所決定する場合、改めて意向確認は致しません。
- * 申込者数や利用調整の状況についてのお問合せにはお答えできません。
- * 利用の意思がなくなった場合は、申込を取り下げてください。



利用調整について

***利用調整(選考)は「利用調整基準表」に沿って利用調整を行い、
以下のように利用者を決定します。**

- 1. ご家庭の保育の必要な事由等から、9つのランク(AランクからIランク)の
いずれかのランクを適用します。**
- 2. 個別の事情を点数(いわゆる調整指数)として適用し、
利用調整に反映します。**
- 3. ランクが高いお子さんから利用者を決定し、ランクが並んだ場合は
調整指数が高いお子さんから順番に利用者を決定します。**



Q & A



Q1 住んでいる区と別の区の保育施設を申込できる？

▶市内の保育施設であれば申込可能です。

Q2 申込用紙に第6希望まで記載するのは必須？有利・不利はある？

▶必須ではありませんが、多くの施設を記入した方が可能性は広がります。

Q3 年度途中(5月～3月)の申込はできる？

▶利用開始希望日の前月の15日(休庁日の場合は翌開庁日)までに
申込手続きをしてください。